

《インボイス制度の概要》

◆適格請求書（いわゆるインボイス）等を適正に保存した取引の仕入れ税額を控除する制度

【適用】2023年10月1日以降に納品や役務の提供が完了する取引

- ・適格請求書発行事業者以外（登録のない企業・個人（フリーランス等））との取引
- ・インボイスの記載内容に不備があった場合の取引
⇒上記の取引分の消費税の仕入税額控除が出来ない
- ⇒東京大学の納税額の増加
- ⇒東京大学の財務状況にも影響

◆適格請求書（インボイス）とは

請求書	
請求日 11/30	
東京大学 御中⑥	
(株) △△ (T1234…)	
②	③
11/2 割り箸・紙コップ	550 円
11/2 弁当・飲料（お茶）	※ 5,400 円
11/25 研究用ハードディスク	77,000 円
合計 82,950 円	
④	⑤
(10%対象 77,550 円 内税 7,050 円)	
(8%対象 5,400 円 内税 400 円)	
※軽減税率対象③	

【適格請求書（インボイス）の記載要件】

- ①取引相手の氏名又は名称及び**登録番号 (T+13桁の数字)**
- ②取引年月日
 - * 請求日とは異なり、実際に検品・検収を行った日
 - * 請求書に記載ない場合、納品書などと合わせても可
- ③取引の商品又は役務の内容
 - (軽減税率対象である場合はその旨)
- ④税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した金額及
び適用税率
- ⑤**税率ごとに区分した消費税額等**
- ⑥宛名
 - * 東京大学宛であること
 - * 簡易インボイスの場合、省略可

※登録番号がない場合も、記載要件をみたす場合は一部控除が受けられる経過措置有り。(R11年9月まで)

税控除を適用するため、研究室での取引では、適格請求書（インボイス）を入手してください！

【注意点】

- ・インボイス制度の下では、買手側でインボイスに追記や修正を行うことは認められていないので、必ず発行元に適正なインボイスの再発行を依頼する。
- ・立替払請求もインボイス制度の対象となる。
税額控除を行うためには、インボイス制度の6つの要件を満たす請求書・領収書等の添付が必要。
(クレジットカードの売上票や、カード利用代金明細書では要件を満たせない。)
- ・Amazon等のWebサイトは、インボイス対応した領収書・請求書をダウンロードできるので、それを提出する。